

長野市監査委員告示第11号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成28年6月21日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	近藤満里
同	小林治晴

## 措置の通知書

平成 27 年度 定期監査（中期・後期）（27 監査第 204 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>1 重点事項</b></p> <p>(1) 調定事務を適時に行うべきもの (報告書 3 ページ)</p> <p>ア 行政財産使用料について、歳入調定の手続きが遅滞していた事例が散見された。 長野市市有財産条例によると、使用料は、使用の許可の際に使用者から徴収するとされている。 調定誤りや調定漏れ防止のため、適正な調定事務をされたい。 (交通政策課・農業政策課・スポーツ課 ・教育委員会総務課・生涯学習課・博物館)</p> <p>イ 市バスの定期券販売において、納入通知書兼納付書を発行した際に歳入調定の事務処理を行わず、3 か月が経過して実際に入金があった際に処理をしていた事例があった。 調定誤りや調定漏れ防止のため、適正な調定事務をされたい。 (交通政策課)</p> <p>ウ 授業料の調定について、4 月 1 日に行うべきところ、2 年生分について 1 か月遅れて調定されていた。 適正な調定事務をされたい。 (市立長野高等学校)</p>	<p>行政財産使用料の歳入調定手続き遅滞については、職員の歳入調定事務に関する認識誤りが原因であるため、28 年 2 月に課内で使用許可と歳入調定を一体的に事務処理を行うことを改めて確認し、複数職員によりチェックすることとした。 (交通政策課)</p> <p>歳入調定の手続きが遅滞していた事例については、事務処理の遅れが原因であったため、許可日と同日に処理するよう所属職員に周知し、改善を図った。 (農業政策課)</p> <p>歳入調定の手続きが遅滞していた事例については、事務処理の遅れが原因であったため、指摘以降は、管理担当全職員に周知し、事務の改善を図った。 (スポーツ課)</p> <p>市バス定期券の歳入調定手続きの遅延については、支所扱いの定期券販売の事務手順が不徹底であったことが原因であるため、28 年 1 月及び 4 月に、各支所の担当者に連絡し、手順の徹底を図った。 (交通政策課)</p> <p>(教育委員会分は別途教育委員会で報告)</p>

## 措置の通知書

平成 27 年度 定期監査（中期・後期）（27 監査第 204 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>(2) 確認検査を適正に行うべきもの</b> (報告書 3 ページ)</p> <p>契約書の作成を省略した業務委託契約について、支出命令書の確認検査欄が未記入の事例があった。</p> <p>長野市契約規則では、契約書を作成した場合、検査職員は検査調書を作成し、市長に提出しなければならないとし、契約書の作成を省略した場合は、支出調書等に検査年月日及び検査職員の氏名を記入し、押印することでこれに代えることができるとしている。</p> <p>規則に基づき、適正な確認検査をされたい。</p> <p>(企画課)</p> <p><b>2 収入事務</b></p> <p><b>(1) 徴収事務を適正に行うべきもの</b> (報告書 3 ページ～4 ページ)</p> <p>ア 行政財産の使用料は、長野市市有財産条例に基づいて算定方法が定められているが、算定の根拠となる使用面積や建築価格の錯誤により、誤った金額を徴収していた事例があった。</p> <p>条例に基づき、適正な金額で徴収されたい。</p> <p>(人権・男女共同参画課・長野図書館)</p> <p>イ 行政財産の使用料において、土地の貸付けについては、消費税法により原則として消費税を課さない定められているが、長野市市有財産条例で定める使用料に消費税相当分を加算し、過大に徴収していた事例があった。</p> <p>法令等に基づき、適正な金額で徴収されたい。</p> <p>(交通政策課・地域活動支援課 ・スポーツ課・農業政策課)</p>	<p>確認検査については、職員の認識不足が原因であった。再発防止のため、定期監査（後期）に伴う確認事項が監査委員事務局から送付されたことを契機に、所属内において長野市契約規則第 51 条を周知することで改善を図った。</p> <p>(企画課)</p> <p>行政財産使用料の算定については、公有財産台帳（建物）に記載された建築価格を使用することを課内周知し、適正な算定を行うことを徹底することで改善を図った。</p> <p>(人権・男女共同参画課)</p> <p>(教育委員会分は別途教育委員会で報告)</p> <p>土地の貸付に係る行政財産の使用料算定において、誤って消費税分を加算したことについては、担当職員の認識誤りが原因であり、28 年 2 月に調定額を修正し、過誤納金を還付した。</p> <p>(交通政策課)</p> <p>(次頁に続く)</p>

## 措置の通知書

平成 27 年度 定期監査（中期・後期）（27 監査第 204 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>ウ 公民館の冷暖房料については、長野市立公民館条例に基づき、市長が別に定めた金額を徴収するものとしているが、定められた金額と相違する金額を徴収していた事例があった。</p> <p>条例に基づき、適正な金額で徴収されたい。</p> <p style="text-align: right;">（城山公民館）</p>	<p style="text-align: right;">（続き）</p> <p>大豆島総合市民センターのガス制圧施設（ガバナ）設置料については、フェンス等を設置して使用していることから、消費税法でも例外的に課税としているケースに該当するものと判断し、平成 25 年度から消費税相当分を加算し、徴収してきたが、税務署にも照会し、フェンス等の設置を使用者側が行っている場合は、非課税とすることが確認できたため、平成 28 年度から非課税とすることで改善をはかった。また、平成 25～27 年度までの使用料についても、消費税分を還付する。</p> <p style="text-align: right;">（地域活動支援課）</p> <p>使用料に消費税相当分を加算し、過大に徴収していたことについては、駐車場の一部を倉庫置き場として貸付けた事例について、行政財産使用料計算書（土地）の消費税課税区分説明欄のただし書き「使用期間が 1 か月未満の場合及び駐車場施設等を使用許可する場合は課税対象となる」の駐車場等に該当すると判断したもののだが、関係者間でも判断が分かれていたため、指摘以降は非課税扱いに統一を図った。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ課）</p> <p>土地の貸付に係る行政財産の使用料算定において、誤って消費税分を加算したことについては、担当職員の認識誤りが原因であり、所属職員に対し、非課税とすることで周知徹底した。</p> <p>なお、過大徴収分については、調定額を修正し、過誤納金を還付する。</p> <p style="text-align: right;">（農業政策課）</p> <p>（教育委員会分は別途教育委員会で報告）</p>

措置の通知書

平成 27 年度 定期監査（中期・後期）（27 監査第 204 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>エ 長野県議会議員一般選挙の執行経費については、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」に準じて算定し、長野県より交付を受けているが、執行状況報告に記載した金額の錯誤により、交付額が本来の額より少なくなっていた。 適正な収納金額の算定を徹底されたい。 (選挙管理委員会事務局)</p> <p>(2) 納入義務者を適正に設定すべきもの (報告書 4 ページ) 市営運動場の使用料について、施設の利用者と使用料納入義務者が一致しないものが、一部の施設で散見された。利用者の合宿先を納入義務者として調定していた事例である。 適正な納入義務者を設定されたい。 (スポーツ課)</p> <p>(3) 滞納整理事務を適正に行うべきもの (報告書 4 ページ) 改良住宅使用料について、納期限までに納入されなかった場合は、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の規定により、納期限後 20 日以内に督促しなければならないとされているが、督促をしていない事例や、納期限後 20 日を過ぎてから督促をしていた事例があった。 条例に基づき、適正な事務処理を徹底されたい。 (人権・男女共同参画課)</p>	<p>(選挙管理委員会事務局分は別途選挙管理委員会事務局で報告)</p> <p>利用者の合宿先を納入義務者として調定していたことについては、利用者から「使用料の納入は連絡責任者（合宿先）が行う」との申し出があったため、合宿先を納入義務者としていたが指摘以降は、使用料の納入義務者は利用者であることを合宿先に周知し、利用者が使用料を納入するよう改善を図った。 (スポーツ課)</p> <p>平成 28 年 2 月以降の督促分については、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例を再確認し、条例に従い、納期限後 20 日以内に督促をし、適正な徴収事務を行うことを徹底することで改善を図った。 (人権・男女共同参画課)</p>

## 措置の通知書

平成 27 年度 定期監査（中期・後期）（27 監査第 204 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>(4) 政務活動費の精算を適正に行うべきもの</b>            (報告書 4 ページ)            政務活動費は、議員自らが使途に関して申し合わせた「長野市議会政務活動費運用指針」に従い使用されるものであるが、運用指針に照らし整合しない支出、旅費等の計算誤りがあった。            支出内容の審査は確実にいき、適正な精算事務を徹底されたい。            (議会事務局)</p> <p><b>(5) 適正な書類を整備すべきもの</b>            (報告書 5 ページ)            農村文化交流センターの使用料については、長野市大岡農村文化交流センターの設置及び管理に関する条例で「食事の提供に要する費用として市長が別に定める額」を加えて得た額を、「市長が別に定める方法」により納付することとしているが、これを定める書類が整備されていなかった。            条例等に基づき、適正な書類を整備されたい。            (学校教育課)</p> <p><b>(6) 預金利子の収入事務を適切に行うべきもの</b>            (報告書 5 ページ)            資金前渡口座における預金利子が、速やかに市の会計へ収入されていない事例があった。            適切な収入事務を徹底されたい。            (第一学校給食センター)</p>	<p>(議会事務局分は別途議会事務局で報告)</p> <p>(教育委員会分は別途教育委員会で報告)</p> <p>(教育委員会分は別途教育委員会で報告)</p>

## 措置の通知書

平成 27 年度 定期監査（中期・後期）（27 監査第 204 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>3 支出事務</b></p> <p><b>(1) 時間外勤務手当の事務を適正に行うべきもの</b></p> <p style="text-align: right;">(報告書 5 ページ)</p> <p>時間外勤務手当について、勤務実績の入力漏れによる支払不足があった。</p> <p>勤務命令に対しては、直接責任者による実施確認に併せて、実績入力の確認を行うよう努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(市民税課・観光振興課・長野図書館)</p> <p><b>(2) 旅費の支出事務を適切に行うべきもの</b></p> <p style="text-align: right;">(報告書 5 ページ)</p> <p>旅費について、用務先の最寄駅の錯誤により鉄道賃が過支給となっていた事例があった。</p> <p>旅費の手引に基づき、適切な事務処理をされたい。</p> <p style="text-align: right;">(博物館)</p>	<p>指摘事項については、時間外勤務の実績入力漏れていたもので、平成 27 年 11 月 27 日に職員全員に対し、各自の実績入力を毎月末に改めて確認するとともに直接責任者による実施確認を徹底することで改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(市民税課)</p> <p>支払い不足となった原因は、時間外勤務命令申請の後の時間外勤務実施申請のシステムにおける入力漏らしていたことが原因であった。</p> <p>指摘があった直後に、時間外勤務命令申請及び実施申請の入力・決裁を行う際には、勤務時間の正確な入力、必要事項の入力漏れが無いことの確認等、入力時及び決裁時のチェックを慎重に行うよう、課内に周知徹底することで改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(観光振興課)</p> <p>(教育委員会分は別途教育委員会で報告)</p> <p>(教育委員会分は別途教育委員会で報告)</p>

## 措置の通知書

平成 27 年度 定期監査（中期・後期）（27 監査第 204 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（指摘事項）</p> <p>（3）支出事務を適正に行うべきもの （報告書 5 ページ）</p> <p>ア 業務委託料の支払いについて、契約書では「請求を受けた日から 30 日以内に委託料を支払わなければならない。」と規定していたが、請求書受理日から 30 日を超えて支払っていた。 契約書に基づき、適正な支出事務をされたい。 （長野図書館）</p> <p>イ ノートパソコン等の賃借料について、前金払いにより支払いが行われていた事例があった。 前金払いをすることができるものは、地方自治法施行令第 163 条及び長野市財務規則第 66 条に掲げられた経費とされており、これには該当しないものであった。 法令等に基づき、適正な支出事務をされたい。 （市民税課・スポーツ課・市立長野高等学校）</p>	<p>（教育委員会分は別途教育委員会で報告）</p> <p>指摘事項については、旧中条村から引き継いだ機器使用料の契約であり、当初の契約から前金払いが定められていたものである。引き継ぐにあたり当課では、前金払いに該当すると認識を誤ったものである。 なお本契約は、平成 26 年 9 月 30 日をもって終了しており、今後は、法令に基づき適正な事務を行うよう、平成 27 年 11 月 27 日に職員全員で契約、会計事務の手引きを再確認し、徹底を図ることで改善を図った。 （市民税課）</p> <p>ノートパソコン等の賃借料について、前金払いにより支払いが行われていたことについては、契約の相手方からの依頼を、地方自治法施行令及び長野市財務規則の確認をせずに行ったことが原因であったため、指摘以降は、契約の相手方に、前金払いできる経費に該当しない旨説明し、再契約することで改善を図った。 （スポーツ課）</p> <p>（教育委員会分は別途教育委員会で報告）</p>

## 措置の通知書

平成 27 年度 定期監査（中期・後期）（27 監査第 204 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>(4) 立替払いについて改善すべきもの</b>            (報告書 6 ページ)            会議用食糧費の支払いにおいて、資金前渡口座に入金されていた現金を支出せず、職員が立て替えて支払っていた事例があった。            資金前渡された経費について、適切に処理されたい。            (豊野支所)</p> <p><b>(5) 源泉徴収を適切に行うべきもの</b>            (報告書 6 ページ)            人権相談員の報酬額のうち交通費相当分について、源泉徴収をしていなかった。            適切な源泉徴収事務をされたい。            (人権・男女共同参画課)</p> <p><b>(6) 適切な科目から支出すべきもの</b>            (報告書 6 ページ)            グラウンド整地用の山砂の購入について、(節) 原材料費からでなく (節) 需要費から支出されていた。            適切な支出科目で処理されたい。            (教育委員会総務課)</p>	<p>指摘事項については、会議出席職員と事務担当者との間で連絡不足だったことが原因であったため、指摘のあった平成27年9月から、資金前渡による支出について、適正な事務執行を行うことを支所内で周知徹底し、改善を図った。            (豊野支所)</p> <p>長野市特別職の職員の給与に関する条例を再確認し、条例に従い、平成 28 年 1 月以降の交通費相当分については源泉徴収を行うことにより改善を図った。            (人権・男女共同参画課)</p> <p>(教育委員会分は別途教育委員会で報告)</p>

## 措置の通知書

平成 27 年度 定期監査（中期・後期）（27 監査第 204 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>(7) 適正な請求書を受理すべきもの</b>            (報告書 6 ページ)            支所発地域力向上支援金の交付において、代表者印が押印されていない請求書を受理し、支出を行っていた事例があった。            長野市会計事務の手引に基づき、適正な請求書を受理を徹底されたい。            (地域活動支援課)</p> <p><b>(8) 郵便切手等の購入を適正に行うべきもの</b>            (報告書 6 ページ)            連絡所の簡易郵便局業務で使用する現金封筒について、販売用に保管している在庫を使用し、代金の支払いを行っていなかった。            郵便切手等の購入について、適正に行われたい。            (篠ノ井支所信里連絡所)</p> <p><b>4 契約事務</b></p> <p><b>(1) 契約締結事務を適正に行うべきものもの</b>            (報告書 6 ページ～7 ページ)</p> <p>ア 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号では、随意契約によることができるものの一つとして、「緊急の必要により競争に付することができないとき」を掲げている。また、その取り扱いについては、契約の手引において明示されている。            林道側溝浚渫業務委託は、例年同一時期に、ほぼ同一箇所を計画して実施していたものであり、緊急の必要により競争に付することができない場合ではないにもかかわらず、緊急処理業務委託として随意契約していたものであった。            法令等に基づき、適正な契約事務をされたい。            (豊野支所)</p>	<p>第一地区民生児童委員協議会への支所発地域力向上支援金の交付については、請求書に押印された団体印を会長印（代表者印）と錯誤していたため、改めて会長印を押印いただいた。            (地域活動支援課)</p> <p>連絡所の簡易郵便局業務で、郵便切手等を長野南郵便局から購入するために使用する現金封筒は、平成 28 年 3 月 24 日に篠ノ井支所で購入し、販売用に保管している在庫と分けて、使用簿を活用し管理することで改善を図った。            (篠ノ井支所信里連絡所)</p> <p>指摘事項については、梅雨時期の前に全路線の浚渫の実施が必要であること、及び、林道路線延長が長く現場の土砂の堆積量が不明なため、土量の特定が困難であることから緊急処理業務としたものであるが、指摘のあった平成 27 年 9 月から、契約規則及び契約の手引きに則って、適正な事務執行を行うことを支所内で周知徹底し、改善を図った。            (豊野支所)</p>

## 措置の通知書

平成 27 年度 定期監査（中期・後期）（27 監査第 204 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（指摘事項）</p> <p>イ 長野市契約規則第 31 条第 1 項では、随意契約によるときは、原則として 2 人以上の者から見積書を徴するものとされており、同条同項ただし書きに該当するときは、1 人の者から見積書を徴し、随意契約をすることができるとされている。</p> <p>屋外照明器具等の賃貸借契約において、このただし書きに該当しないにもかかわらず、見積書の徴取は 1 人の者からであった。</p> <p>規則に基づき、適正な契約事務をされたい。 （選挙管理委員会事務局）</p> <p>ウ 登録外業者との契約締結伺いについて、契約課との合議がされていない事例が散見された。</p> <p>契約の手引に基づき、適正な事務処理をされたい。 （秘書課・市民税課・保健給食課）</p>	<p>（選挙管理委員会事務局分は別途選挙管理委員会事務局で報告）</p> <p>登録外業者との契約締結伺いについては、契約の手引きに従い契約課との合議を行うよう、平成 28 年 3 月 10 日に課内職員に対し周知徹底することで改善を図った。 （秘書課）</p> <p>指摘事項については、担当職員の認識不足が原因だったことから、認識を改めるため、平成 27 年 11 月 27 日に職員全員で契約、会計事務の手引きの再確認を行った。</p> <p>また、契約締結にあたって、担当、決裁者各々再確認を徹底することとし、今後は、規則に基づき適正な処理を行うよう改善を図った。 （市民税課）</p> <p>（教育委員会分は別途教育委員会で報告）</p>
<p><b>5 財産管理事務</b></p> <p><b>(1) 行政財産使用許可事務を適正に行うべきもの</b></p> <p>（報告書 7 ページ～ 8 ページ）</p> <p>ア 行政財産のうち教育財産の使用許可については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」で、教育委員会の職務権限とされているが、使用許可申請書の申請先、及び使用許可書の許可者が共に市長となっている事例が散見された。</p> <p>法令に基づき、適正な事務処理をされたい。 （教育委員会総務課・市立長野高等学校・保健給食課・生涯学習課・長野図書館・博物館）</p>	<p>（教育委員会分は別途教育委員会で報告）</p>

## 措置の通知書

平成 27 年度 定期監査（中期・後期）（27 監査第 204 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（指摘事項）</p> <p>イ 長野市事務決裁規程及び行政財産使用許可事務の手引では、行政財産の使用許可に当たり、「市長が公益上特に必要があると認める場合」や、「減免前の使用料年額が 100 万円以上の場合の減免」については、部長の専決事項とされているが、課長が専決していた事例があった。 規程等に基づき、適正な事務処理をされたい。 （産業政策課・農業土木課）</p> <p>ウ 樽池運動公園広場の使用許可について、長野市樽池運動公園広場の設置及び管理に関する条例施行規則で定める使用許可書を交付していなかった。 規則に基づき、適正な事務処理をされたい。 （森林整備課）</p> <p>エ 大岡農村文化交流センターの使用許可について、申請事項に変更があった際、長野市大岡農村文化交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則で定める申請書の再提出がされていない事例が散見された。 規則に基づき、適正な事務処理をされたい。 （学校教育課）</p>	<p>行政財産の使用許可については、誤った認識により事務処理を行っていたものであることから、12 月に規定を再周知し、適正な事務処理を徹底した。 （産業政策課）</p> <p>行政財産の使用許可については、長野市事務決裁規程及び行政財産許可事務手引きに関する規定の職員の認識不足が原因であったため、12 月中に規程等を周知し、指摘以降申請のあった場合は、規程等再確認することを周知徹底することで改善を図った。 （農業土木課）</p> <p>平成 28 年度の施設の開場（5 月 1 日）に当たり、4 月 26 日に森林整備課、鬼無里支所及び管理運営委託事業者で新たに作成した使用許可書の交付作業について確認を行い、改善を図った。 （森林整備課）</p> <p>（教育委員会分は別途教育委員会で報告）</p>

措置の通知書

平成 27 年度 定期監査（中期・後期）（27 監査第 204 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>6 その他の事務</b>  <b>(1) 確認検査を適正に行うべきもの</b>            (報告書 8 ページ)</p> <p>ア 契約書を作成した賃貸借契約について、賃貸借契約完了後における検収調書を作成していない事例があった。            長野市契約規則では、契約書を作成した場合、検査職員は検収調書を作成し、市長に提出しなければならないとしている。            規則に基づき、適正な確認検査をされたい。            (秘書課・市民税課)</p> <p>イ 地上薬剤散布業務委託の完了届に添付されていた作業写真について、仕様書では、薬剤積込状況等の確認ができる写真を添付することとされていたが、2 回目の散布において、1 回目の作業写真と同一のものが添付されていた。            担当課において十分な書類確認を行うとともに、適切な写真の添付を事業者に指導されたい。            (森林整備課)</p> <p><b>(2) 公印の管理を適正に行うべきもの</b>            (報告書 8 ページ)</p> <p>長野市消防公印規則では、消防団印の管守者は総務課長と規定されているが、警防課長が管理していた。            規則に基づき、適正な管理をされたい。            (消防局総務課・警防課)</p>	<p>契約書を作成した賃貸借契約については、長野市契約規則に従い賃貸借契約完了後における検収調書を作成するよう、平成 28 年 3 月 10 日に課内職員に対し周知徹底することで改善を図った。            (秘書課)</p> <p>指摘事項については、担当職員の認識不足が原因だったことから、認識を改めるため、平成 27 年 11 月 27 日に職員全員で契約、会計事務の手引きの再確認を行った。            また、契約完了の際には、担当、決裁者各々再確認を徹底することとし、今後は、規則に基づき適正な処理を行うよう改善を図った。            (市民税課)</p> <p>地上薬剤散布作業は、薬剤積込から散布作業まで職員が立ち合い、確実に作業が行われていることを確認しているが、提出された作業写真に誤りがあったことから、平成 27 年 11 月に事業者にも適切な作業写真の添付をするよう注意、指導した。            書類確認においては、職員が 1 回目と 2 回目の作業写真を比較する検査作業も行うこととし、改善を図った。            (森林整備課)</p> <p>公印の管理を適正に行うべきものについては、使用頻度を重視したことが原因であったため、保管場所を含めた管理体制を再度徹底し、管守者が責任を持って適正に管理することで改善を図った。(平成 28 年 2 月 18 日)            (消防局総務課・警防課)</p>

## 措置の通知書

平成 27 年度 定期監査（中期・後期）（27 監査第 204 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>(3) 各種団体の契約事務を適切に行うべきもの</b> (報告書 8 ページ)</p> <p>有害鳥獣捕獲檻管理委託事業は、猟友会（長野市）連絡協議会との随意契約により実施されており、同協議会はいのしか対策課に事務局を置く団体である。</p> <p>この管理委託契約について、発注者が定める予定価格と、受注者が定める見積額の双方をいのしか対策課長が決定していた。</p> <p>見積額の決定に当たっては、予定価格の決定に関わる同一の職員が関与することのないよう、適切な契約事務をされたい。 (いのしか対策課)</p> <p><b>(4) 各種団体の出納事務を適正に行うべきもの</b> (報告書 9 ページ)</p> <p>ア 資金前渡で現金を支出しているものについて、請求印、受領印、精算印が押印されていない事例があった。</p> <p>適正な出納事務を徹底されたい。 (農業政策課)</p> <p>イ 支払証明書等の支出証拠書類が添付されていない事例があった。</p> <p>適正な出納事務を徹底されたい。 (スポーツ課・いのしか対策課)</p>	<p>猟友会（長野市）連絡協議会は、市内の 13 支部猟友会の総合調整と、鳥獣の保護管理を連携して進めるために市が設置した協議会であることから、事務局を団体に移すことは考えていない。</p> <p>そのため、平成 27 年 12 月 10 日に課内職員による研修を行い、発注業務と見積業務の双方に同じ職員が関わることをないよう担当者を明確化し、改善を図った。 (いのしか対策課)</p> <p>関係職員に対し、3 月 31 日までの間に関係書類と「会計の手引き」を参照の上、適正な処理について再確認を実施し徹底を図った。 (農業政策課)</p> <p>支払証明書等の支出証拠書類が添付されていない事例については、講師謝礼の清算の際、支払証明書を添付しなかったことが原因であったため、指摘以降は、要件を具備した領収書を受領できない場合には支払証明書を作成し添付するよう職員に周知した。 (スポーツ課)</p> <p>長野市猟友会が猟友会（長野市）連絡協議会に支払った負担金の領収書が添付されていなかったことについては、平成 27 年 12 月 10 日の課内会議で、支出証拠書類には支払証明書等を添付することを徹底し、改善を図った。 (いのしか対策課)</p>

## 措置の通知書

平成 27 年度 定期監査（中期・後期）（27 監査第 204 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>ウ 長野市立学校図書館運営費補助金の交付対象となる経費は図書館司書の委託料である。各学校の図書館運営委員長（学校長）は、図書館司書との契約に基づき委託料を支払っている。</p> <p>この委託料に関し、契約書では時給により計算することとしていたが、勤務状況が確認できる出勤簿等は整備されておらず、毎月定額の委託料を支払っていた。</p> <p>交付された補助金について、適正な事務処理を徹底されたい。</p> <p>(湯谷小学校)</p>	<p>(教育委員会分は別途教育委員会で報告)</p>

## 措置の通知書

平成 27 年度 定期監査（中期・後期）（27 監査第 204 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見)</p> <p><b>第5 意見</b></p> <p><b>(4) 行政財産の適切な管理について</b> (報告書 10 ページ)</p> <p>支所や小中学校、その他出先機関等に勤務する職員、教員が自家用車で通勤する場合、多くの施設において敷地内を駐車場として使用させているが、行政財産の目的外使用に係る適切な手続きを経していない事例が多数判明した。</p> <p>地方自治法では、行政財産の目的外使用について、その用途、目的を妨げない範囲において許可することができることとされている。公務のために自家用車を使用するケースもあることから、駐車場の使用実態を詳細に調査の上、その使用目的や条件を明確にするとともに、使用料の徴収も含め、適切な使用許可に係る基準、規定を整備するなど、行政財産目的外使用に係る必要な手続きを確実にを行い、適切な財産管理に努められたい。</p> <p>(管財課)</p>	<p>現在、市有施設を所管する全ての所属長（上下水道局等一部を除く。）宛てに現況等の照会を行い、使用実態について調査中。</p> <p>今後、調査結果を踏まえ、適正な財産管理の在り方について、検討する予定。</p> <p>(管財課)</p>